

令和7年7月2日（水） 10:00～11:30		場所：あきる野市役所 別館第1会議室
出欠席		
出欠	氏 名	所 属 等
出	○長塚 弘司	全日本不動産協会 東京都本部 多摩西支部 （東郊建設）
出	中村 健泰	東京都宅地建物取引業協会 第十二ブロック （中村住地）
出	◎榊原 秀明	社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会
出	橋本 里香	地域包括支援センター（中部高齢者はつらつセンター）
出	加藤 暁子	あきる野市障がい者基幹相談支援センター
出	南沢 文江	あきる野市民生児童委員協議会
出	宮崎 勝央	健康福祉部 生活福祉課長
出	井上 弘明	健康福祉部 障がい者支援課長
出	水葉 雄紀	健康福祉部 高齢者支援課長
出	荒井 伸良	こども家庭部 こども政策課長
◎会長、 ○副会長 敬称略		
事務局 都市整備部住宅政策課 森田 速人、矢島 佑佳子、駒宮 照、菱山 瑠奈 健康福祉部福祉総務課 石山 和可子、田中 晶、小林 郁恵、馬場 勇希 NPO法人インクルージョンセンター東京オレンヂ（業務委託先 以下「東京オレンヂ」）		
配布資料 ・次第 ・資料1 あきる野市居住支援協議会出席者名簿 ・資料2 あきる野市居住支援協議会席次 ・資料3 住宅確保要配慮者のニーズ把握調査票【令和6年度集計】 ・資料4-1 令和6年度住まいサポートあきる野の利用状況について 令和7年1月～3月分 ・資料4-2 令和6年度住まいサポートあきる野の利用状況について （年度末報告書） ・資料5 令和7年度住まいサポートあきる野の利用状況について 令和7年4月～5月分 ・資料6 住まいサポートあきる野協力不動産店一覧 ・資料7 令和7年度居住相談窓口住まいサポートあきる野について ・資料8-1 保健福祉の取組を進めるために組織をつくりました ・資料8-2 相談対応の流れ		
内 容		
事 務 局	1 開 会 （事務局より開会の挨拶） （委員出欠確認） （傍聴人数の確認） 0名	
	2 委員紹介 （事務局より紹介後、各委員より挨拶）	
事 務 局	3 会長の選出および挨拶 設置要綱第7条2項より、役員は委員の中から互選することが定められています。 本協議会会長の推薦、もしくは立候補の方はいらっしゃいますでしょうか。 （推薦・立候補なし）	
	推薦、立候補の方はいらっしゃらないようですので、皆様のご意見を伺いたいと思います。 いかがでしょうか。	

委 員	事務局一任
事 務 局	ただいま委員より事務局一任とのお声があがりましたが、事務局一任ということでよろしいでしょうか。
委員一同	異議無し
事 務 局	皆様異議無しということですので、事務局よりお示しさせていただきます。本協議会の会長職につきましては、前会長である社会福祉協議会の榊原委員にお願いをしたいと考えております。ご異議ございますでしょうか。
委員一同	異議無し
事 務 局	ご異議ないようですので、会長は榊原委員にご就任いただくことで決定いたしました。榊原委員には会長席にお移りいただきますようお願いいたします。 それではここで、会長を決定させていただきましたので、会長よりご挨拶をいただきたいと思います。榊原会長よろしく願いいたします。 (会長より挨拶)
事 務 局	4 副会長の選出及び挨拶 設置要綱第7条2項より、役員は委員の中から互選することが定められております。本協議会副会長の推薦、もしくは立候補の方はいらっしゃいますでしょうか。 (推薦・立候補なし)
事 務 局	推薦、立候補の方はいらっしゃらないようですので、皆様のご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。
委 員	事務局一任
事 務 局	ただいま委員より事務局一任とのお声があがりましたが、事務局一任ということでよろしいでしょうか。
委員一同	異議無し
事 務 局	それでは、皆様異議無しということですので、事務局よりお示しさせていただきます。本協議会

委員一同	の副会長職につきましては、前副会長である全日本不動産協会の長塚委員にお願いをしたいと考えております。ご異議ございますでしょうか。
事務局	異議無し ご異議ないようですので、副会長は長塚委員にご就任いただくことで決定いたしました。長塚委員には副会長席にお移りいただきますようお願いいたします。 それではここで、副会長を決定させていただきましたので、副会長よりご挨拶をいただきたいと思います。長塚副会長よりお願いいたします。 (副会長より挨拶)
事務局	会長、副会長が選任されましたので、ここからの進行につきましては、あきる野市居住支援協議会設置要綱第9条第2項の規定に基づき、会長にお願いしたいと思います。会長よろしくお願ひします。
会長	分かりました。
会長	5 報 告 事 項 (1) ニーズ把握調査の集計結果報告【令和6年度受付分】(資料3)
事務局	それでは、次第5報告事項(1)ニーズ把握調査の集計結果報告【令和6年度受付分】について、事務局から説明をお願いします。
事務局	資料3をご覧ください。こちらの表は、2年前から継続して実施しておりましたニーズ把握調査表の令和6年度分を集計したものとなっております。集計結果より、昨年、一昨年と同様に相談件数が一番多いのは障がい者基幹支援センターとなっております。また、具体的な相談内容として、障がいのある方からのグループホーム入居についての相談件数が多いことが分かります。 2番目に多かったのは住宅政策課となっております。このことから、市民の方が住宅に問題を抱える場合は住宅政策課に相談をすることが分かります。今回、住宅政策課に相談をし、住まいサポートあきる野につながることで福祉の支援につながっていくルートが確立されたと感じております。集計結果より相談件数が次に多いのが保護係、母子父子女性相談担当、生活福祉係となりますが、こちらはそれぞれの生活課題の中から住宅の相談が見え隠れしていると考えられます。細かい内容につきましては、後日資料をご一読していただければと思います。 こちらのニーズ把握調査につきましては令和6年度をもって終了とさせていただきます。今後は居住相談窓口を通して、市内の住宅に関するニーズの把握をしていくこととなります。
会長	報告事項(1)事務局から説明が終わりました。何かご意見等ありますか。

会 長	それではご意見等ないようなので、報告事項（１）は終了します。次に、報告事項（２）住まいサポートあきる野の利用状況について、事務局の方から説明をお願いします。
事 務 局	（２）令和6年度住まいサポートあきる野の利用状況について（資料４－１、資料４－２） 資料４－１、資料４－２をご覧ください。資料４－１は令和7年1月～3月の住まいサポートあきる野の利用状況になります。資料４－２は令和6年度、相談窓口を開始した8月～3月までの利用状況を集計した報告書になります。説明は、東京オレンジさんから報告します。
東京オレンジ	（資料４－１、資料４－２ 東京オレンジより説明）
会 長	何かご意見等ありますか。 それでは私から質問をします。相談後の状況について、相談終了（支援機関終了）になっている方は、紹介した物件が希望条件と合わなかったという解釈でよろしいでしょうか。
東京オレンジ	そのうなケースもありますし、相談途中で連絡が取れなくなった方も含みます。
会 長	分かりました。令和7年2月報告書、相談者の属性におけるグループホーム入居者はどのようなグループホームでしょうか
東京オレンジ	精神障がいをお持ちの方向けのグループホームになります。
会 長	資料４－２より、所得の低い世帯（生活保護受給者と同等の収入）、70歳以上の単身世帯、この2つが相談者の属性として多いことが分かります。委員に質問ですが、この2つの属性について相談窓口以外でも賃貸の相談は普段から多いのでしょうか。
委 員	年齢的にそうわれがちですがこの地域や他の地域についても全体的に物件が少ない現状があります。その中で、賃料など希望する物件の条件があまりに多いと、話が進まないことはあります。年齢的に70歳以上であることが問題視される傾向も多少ありますが、ただそれだけで物件が見つからないということもあまりないと思います。
会 長	年齢というよりも、物件数に限りがあるということですね。現在は物件数は少ないのでしょうか。
委 員	賃料が5万円からの物件はあっても、4万円台より少額の物件はあまりないです。あまり希望条件が多いとなかなか紹介できる物件がない状況ではあります。また、建築費の高騰により新規供給が少ない状況があり、築年数が経過している物件についてもすぐに埋まってしまう現状があります。全体的に物件数は少ないと思います。

会 長	分かりました。新築物件でないため今まで入居者があまりない物件についても賃料の関係で少し入るようになっていくということですか。
委 員	全体数が少ないから紹介する物件もおのずと減ってきているということもあると思います。また、貸し主側も入居希望者が少なければ募集条件を下げてくることはありますが、物件が埋まってきている状況ではなかなか条件を譲歩してくれません。貸し主側がもう少し値下げをしてくれればもう少し紹介できると思います。ですので、年齢を理由に紹介できる物件が少ないというよりは、物件が少ないと感じます。
会 長	委員の方で最近物件の賃料が高いと感じることはありますか。
委 員	収入が少ない方や高齢者で年金受給額が少額な方など契約更新時期に収入や年齢を理由に契約更新ができないケースがあります。また、現状より低廉な家賃に転宅をし、生活費を確保したいという方は多いです。家族構成でいうと单身の方が多いのですが、家族で住んでいた方が家庭内の不和により1人転宅しないといけなくなったケースも増えていると感じます。先程の委員が述べられように空き物件、低廉な物件が少ないとは感じます。また、生活保護受給者の方も、低廉な家賃であること、交通の便が良いこと、バリアフリーであること等、希望・要望する条件が多いという現状はあります。
会 長	他にご意見等ありますか。 それでは先に進みたいと思います。報告事項（3）令和7年度住まいサポートあきる野の利用状況について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	（3）令和7年度住まいサポートあきる野の利用状況について（資料5） 資料5をご覧ください。令和7年度4月～5月の住まいサポートあきる野の利用状況になります。令和7年度の報告書は令和6年度の報告書に対して一部を変更しています。変更内容は、 （3）相談後の状況になります。令和6年度では相談後、各支援機関につなぎを行い課題整理後に物件紹介を行う予定の相談者を「保留」としておりましたが、令和7年度では各支援機関につなぎを行った相談者を「相談終了（各支援機関に引き継ぎ）」とし、課題整理後に再度居住相談の申し込みを行って頂くようご案内する流れとしました。内容については、東京オレンジさんより報告します。
東京オレンジ	（資料5、資料4－2 東京オレンジより説明） 【事例紹介（協力不動産店の協力があり契約に結びついたケース）】
会 長	質問・意見等ございますか。
委 員	住まいサポートあきる野に相談に来られる方の背景はどのようなものがありますか。これま

	での話であれば、既に住まいに困った方がどこに住むか等の相談をされているようですが、資料3に記載されている相談内容に、立ち退きを迫られている、家賃の支払いが滞っており等ありますがこのような内容も住まいサポートあきる野で実際あるのでしょうか。
会 長	事務局お願いします。
事 務 局	過去に建物が古く取り壊しになる予定のため、物件探しの相談に来られた方はいらっしゃいました。
委 員	住まいサポートあきる野では住み替えたいという相談が多く、その他の相談についてはそれぞれの窓口と棲み分けられているということでしょうか。
東京オレンジ	各相談窓口で相談されてから来る方もいらっしゃいますし、住まいサポートあきる野に来て相談する中で課題が明らかになり各相談窓口につないだ方もいます。相談に来る方は、自分達で物件探しをしたがほとんど断れてしまったため、力を貸してほしいというケースも多いです。また、過去のケースでは各相談支援機関の職員と一緒に来ることもありました。
会 長	資料3-4に記載されている問題を抱える方はどこが支援していくのでしょうか。
委 員	資料3-4の補足です。令和6年度の集計について、例えば障がい者機関相談支援センターについては、グループホームに入居を希望している、つまり住居の問題を抱えていることになってますが、この問題はアパートを探したいということにつながる場合はあまりありません。また、体が不自由になったので住まいを探している方でグループホームへの入居を希望している場合、住まいサポートあきる野につなぐのではなく、障がい者基幹相談支援センターで対応する場合もあります。そういった場合も含めて資料3-4の集計に計上されています。
会 長	今の意見を受けて事務局側で何かありますか。
事 務 局	資料3相談内容は、各相談支援機関で受けた内容ですが、各機関で解決できるものとできないものがあります。今まで住まいの相談はなかなか対応ができなかった現状がありましたが、障がいのことや体が不自由になったことについては障がい者機関相談支援センター、認知症の不安については地域包括支援センター、住まい相談は居住相談窓口で相談するというかたちになりました。初回相談時に課題の整理ができていないまま住まいサポートにいらっしゃる方もいますので、物件を紹介する前に課題整理をする場合と自分で物件を探したけれどもなかなか見つからないで相談に来る場合と大きく2つに分かれると思います。
東京オレンジ	他市の居住相談で、本人は転宅したいが各相談支援機関の職員は今の生活の方がよいと考えているという案件について、市場はどうなっているのか、物件は見つかるのか等説明を聞いた

会 長	いと、一緒に来るケースがありました。あきる野市でもそれに近いような相談がありました。
委 員	他に何か意見・質問等ございますか。
委 員	高齢者の数が多い一方で、はつらつセンターでの相談件数と照らし合わせますと、全体で高齢者の数が多いがはつらつセンターへの相談は少ないことが分かります。このことから介護認定をお持ちでない方の住居の相談が多いのではと思いました。また、事例紹介の単身の男性は高齢者でしょうか。
会 長	事務局お願いします。
東京オレンジ	この方は単身で60歳代前半の方です。
委 員	わかりました。
会 長	他に何か意見・質問等ございますか。市役所の各窓口を含めて居住支援団体として求められていること、住まいサポートあきる野で求められていること等、住まいサポートあきる野に様々な課題をもった方が相談に来ることが分かりました。今後とも居住支援団体、行政窓口、住まいサポートあきる野と連携し、お互い持っているケースをこの会議体だけでなく日頃から共有・相談していければと思います。
会 長	(4)の月次利用状況、「生活支援サービスの説明を行ったが、希望がなかった」については何を説明されているのでしょうか。
東京オレンジ	債務がある方、家計状況が厳しい方には生活・就労相談窓口を案内しています。また、高齢者の方で体に不調が見られる方には高齢者支援課や福祉総務課に相談を案内するなど「あきる野市居住支援ガイドブック」に記載されている窓口等を案内しています。しかし、案内をしてもその場では利用の希望がない方もいらっしゃいました。
会 長	「あきる野市居住支援ガイドブック」という良いものがありますので、活用していただければと思います。皆様の方でこのような相談がありましたらご対応お願いします。 他に何か意見・質問等ございますか。 それでは、次に進みたいと思います。(4)住まいサポートあきる野協力不動産店の登録状況について事務局より説明をお願いします。
事 務 局	(4) 住まいサポートあきる野協力不動産店の登録状況について (資料6) 資料6をご覧ください。こちらは協力不動産店の一覧表になります。令和7年6月末で21店舗の不動産店に登録して頂いております。あきる野市内は11件になります。以上になります。

	す。
会 長	この件について何か意見・質問等ございますでしょうか。
事 務 局	協力不動産店には居住支援についてご理解・ご協力頂き大変感謝しております。現場の協力不動産店で何か意見や感想など聞いていることがありましたら教えてください。
会 長	現場の協力不動産店からそれぞれの団体へ何か意見や感想が届いていればお願いします。
委 員	私の団体の役員会で報告があったケースは今のところありません。次回の役員会で聞いてみたいと思います。
会 長	他の団体では意見等でていますか。
委 員	希望条件が多いという話はでています。また、資料4-2から分かるように相談者44人中半数の22人が70歳以上になっています。このなかでも80代以上になるとなかなか紹介し辛いと聞いたことはあります。ですので、冒頭で物件紹介するにあたり年齢は関係ないと話しましたが、70代とひとくくりにしても、70歳と79歳では紹介し辛さの違いはあります。また、バリアフリー等の希望される方もいますが、ある程度希望条件を緩やかにした方が賃料にかかわらず物件情報が出しやすいと思います。
会 長	このことについて何か感想等ありますか。
事 務 局	家賃が2万円台、3万円台等現実的ではない金額を希望される相談者の方や、部屋の方角にも拘りがある方など様々であるのが現状です。それを居住相談の中で解きほぐしていき条件を広げて提示するのですが、なかなかご納得いただけないケースもあるのが事実です。協力不動産店からその希望条件では物件がないことを提示していただくのも1つ1つ相談者への説明につながっていると思います。物件は見つからなくても居住支援としては小さな一歩を踏み出すことに役立っておりますので、今後とも宜しくをお願いします。
東京オレンジ	物件数が少ないという現状はたしかにあると思います。一ヶ月ほど前に、賃貸検索サイトで4万5千円程度の単身世帯向け物件を条件なしで検索したところ、あきる野市内には13件しか物件がありませんでした。この13件の中でさらに細かい条件を出していくと紹介できる物件数はかなり限られてくると思います。その中で、高齢者の方や様々な背景がある方を受け入れてもらえる物件を捻出し、物件情報をお送り頂けることは非常に励みになります。今後も情報共有しながら進めさせていただければ思っております。
会 長	他に何かご質問等ありますか。協力不動産店についても、去年の7月に説明会を行って以降

事務局	少しずつ増えていきますし、絶賛募集中でございますので、周知を引き続きしていただければと思います。 先程の話になりますが、借り主側の希望について、駅近が良いとか、広さ、金額はこれくらいが良い等希望条件が非常に多くなっていることが分かりました。 それでは、次に進みたいと思います。報告事項の（５）令和7年度居住相談窓口住まいサポートあきる野についてよろしくお願いします。 （５）令和7年度居住相談窓口住まいサポートあきる野について（資料7） 資料7をご覧ください。令和7年度の住まいサポートあきる野について報告します。 1 居住相談窓口の実施について （１）実施頻度は昨年度と同様、週1回とし、毎週火曜日に行います。 （２）実施回数・時間について、1日4枠実施し、1枠は60分とします。理由としましては、相談員より相談時間がもう少し必要と意見がありましたので、今年度は60分と致しました。また、五日市出張所でも4回実施する計画であります。 （３）実施場所は、市役所本庁舎の会議室になります。ほとんどの相談日の会場は、どなたでも利用しやすいようエレベーターのある本庁舎会議室を使用することになります。 （４）業務委託先は昨年度と同じ、NPO法人インクルージョンセンター東京オレンヂになります。 2 協力不動産店の募集については、継続的に募集を行っていきます。
会長	何か意見・質問等ございますか。昨年度との大きな変更点は相談時間の延長となります。4月、5月の実績を見ても予約枠の大半が埋まっています。少しずつですが、居住支援の活動が浸透し始めているのだと思います。また、協力不動産店についても、先程委員より実態の詳細説明がありましたが、相談に来られる方の受け入れ先が多くなればと思っていますので、よろしくお願いします。 それでは、最後の報告事項になります。（６）福祉総務課保健福祉支援係の業務について説明をお願いします。
事務局	（６）福祉総務課保健福祉支援係の業務について（資料8-1、資料8-2） 今年度新設されました福祉総務課保健福祉支援係について説明させていただきます。 保健福祉の取組を進めるために組織をつくりましたと書かれた資料8-1をご覧ください。こちらは市内の関係機関や医療機関等に配布しているチラシです。1つ目、係の体制についてですが、今年度4月の組織改正におきまして、健康福祉部の障がい者支援課、高齢者支援課、健康課に分散配置されていましたが保健師を福祉総務課の保健福祉支援係に集約いたしました。 また、市内の地区を6つに分け、それぞれに地区担当保健師を配属しております。今年度の地区担当保健師は、資料の下にある表の通りです。また、あきる野ルピアにあるこども家庭センター母子保健係にも妊娠期から幼児期までを担当する地区担当保健師がおりますので、必要に応じて連携し支援にあたります。

2つ目、係の主な役割について説明します。1つ目の役割は、地区担当保健師による地区活動の推進です。地域の健康教育、健康相談、各種検診後のフォローを行います。また、地域の健康課題を捉え、健康的な生活を送れるように住民や関係機関と協働します。2つ目は、包括的な支援体制の整備です。社会的孤立・孤独・老老介護、ひきこもり、虐待、8050問題、など複合化した課題を抱える世帯の支援を行います。また、障がい者支援課、高齢者支援課、生活困窮等では解決できない課題を抱える、制度の狭間にいる人や世帯の支援します。複数の部署が対応しているケースなどの場合には各相談窓口の連携が円滑に進むように関係機関の調整も行います。

次に相談者が市役所にいらした際に保健福祉支援係がどのように相談対応するかについて説明します。資料8-2をご覧ください。

こちらは相談にいらした方を3つのパターンに分けてフローチャートにしています。まず1つが各福祉制度に則った手続きで各窓口にて対応するケース。それから福祉のサービスの案内で良いが相談者は精神的に不安定だったりし対応が難しいケース。それからどこに相談したら良いか分からず、抱えている課題が複合化・複雑化しているケースの3つに分けております。スライドの2枚目をご覧ください。

ケースA、こちらは各福祉制度に則った手続きで各窓口にて対応できるケースとして高齢者肺炎球菌の予防接種のことで聞きたいことがあって健康課の窓口に行きついたらご夫婦を例に挙げています。ご夫婦から健康課の窓口で介護のサービスのことも相談したいと聞き取り、健康課が高齢者支援課に引き継ぎをしました。この場合、健康課では相談したい内容を聞き取りどこの部署で対応して良いかははっきりしましたのでそのまま高齢者支援課につないでいただければと思います。ただし、単純な対応だったけれども何か気になるケースだった場合は保健福祉支援係につないでいただければと思います。

つづきましてケースBスライドの3枚目を説明します。ケースBさんは福祉のサービスの案内で良いですが、対応が難しいケースとして障がい者支援課の窓口申請の手続きにいらした精神障がいのある方が、窓口で不安定になっていた例を挙げています。このような場合には地区担当保健師が窓口で申請の手続きの説明と一緒に聞いたり申請書の記入をお手伝いしたりなどの対応をさせていただきます。このような場合地区担当保健師にご連絡いただくこととなっておりますが、地区担当保健師が不在になっている場合もあります。そういった場合には他の保健師も対応させていただいております。

つづきまして、スライドの4枚目ケースCさんになります。こちらは抱えている課題が複合化・複雑化しているケースとなります。生活福祉課にお金がないことを相談にきたものの、経済面だけではなく、一緒に住んでいられる息子のことや知人が近所にいなくて引きこもっていることなど家庭内に様々な課題を抱えている例をあげております。そういった場合には地区担当保健師につないでいただき保健師が課題を整理し利用可能な福祉のサービスにつないでいきます。

つづきましてスライドの5ページ目のケースDになります。先程のCさんの課題をときほぐしたところ私たちだけではなく複数の関係機関での支援が必要だと判断し、関係機関と連携し役割分担をしながら支援の方向性を検討する場合としております。居住支援相談窓口を利用さ

	れる方の多くは家を探すために解決しなければならない課題を複数かかえていたり、すでに様々な関係機関が介入していたりします。毎週居住相談窓口終了後に東京オレンジさんと住宅政策課の職員と保健福祉支援係で相談内容についてミーティングを行っておりますが、相談後に他の相談先につないでいただいた場合でも保健福祉支援係の保健師の介入が必要だと判断した場合には、地区担当と保健師が中心となり関係機関と連携し対応します。 委員の皆様周りでもどこに相談すれば良いか分からない心配な方がいらっしゃいましたら保健福祉支援係に相談いただけたらと思います。
会 長	非常に良い取組だと思います。何か意見・質問等ございますか。
委 員	中部高齢者はつらつセンターでも保健師と同行訪問し、実際に動きだしているケースもあります。居住支援や、保健福祉支援係等、あきる野市は良い取組を始めており大変心強いと思っています。
会 長	他に何かありますでしょうか。
委 員	居住支援との連携はまだありませんが、五日市はつらつセンターにいろいろ相談をするとすぐに訪問をしてくださりととても助かっています。居住については空き家問題は感じますが、今のところは大丈夫です。
会 長	他に何かありますでしょうか。
	私から1つ伺いたいと思いますが、ケースA～Dから基本は各課で受け、途中で保健師の介入が必要であればその場で入っていくのか、もしくは改めて後日対応するのでしょうか。
事 務 局	今のところどちらの場合もあります。例えば窓口に来て相談していたら泣いてしまい、不安が強そうですので、相談に立ち会ってほしいと言われ、その場で保健師が相談に立ち会う場合もありました。いろいろ問題を抱えているようなので保健師につなぎ、保健師の訪問を提案してもらったケースもあります。様々なケースで保健師につながっていると実感があります。
会 長	都の保健所と保健福祉支援係の棲み分けはどうなっていますか。
事 務 局	保健所の保健師は基本的に難病や精神の医療にまだにつながっていない方の対応が主になっています。そういった方が保健所につながっていることが多いですが、精神や難病だけではなく複合的な問題が多いので地域の保健師に関わってもらった方がいいということで今年度から保健所より支援依頼があり情報共有されているケースが何件かあります。 棲み分けと言うよりは一緒に連携しお互い知恵を借りながらケースにあたっているという状況になっています。

会 長	今まで地域で直接保健所につながっていない人も含め、保健所に相談した方が良いのか保健師に相談した方が良いのか迷う方も、今後は保健福祉支援係の方に相談し、保健所と連携してもらって大丈夫でしょうか。
事 務 局	各担当窓口で対応できるケースであれば従来通り担当窓口での対応をお願いします。ただ、課題が複雑に絡み合っており、複数の窓口で関わりはあるが情報がまとまっておらず問題の解決にいたっていないケース等を保健福祉支援係につないでいただければと思っております。
会 長	分かりました。このことについて、何か質問等ございますでしょうか。
委 員	これまでも各課に保健師が配置されていたと思いますが、当時から各課の保健師と連携させていただいたため、私どもとしてはあまり変わったという印象はありません。保健福祉支援係に連絡すれば知っている保健師の方がいるので安心感があるとは捉えています。今年度から始まったということですので、どういう方をつなぐべきなのか今後整理していくことが必要かと考えております。
会 長	はい。ありがとうございました。他に何か意見・質問等ございますか。 それでは報告事項（１）～（６）までは終了させていただきます。
会 長	6 その他連絡事項 続いて次第6 その他連絡事項になります。事務局からありますでしょうか。
事 務 局	令和7年度の居住支援協議会の予定ですが、第2回目を11月7日（金）午前10時から、第3回目を令和8年2月4日（水）午前10時からを予定しております。近くなりましたら改めて開催通知を送らせて頂きますので、ご出席賜りますようお願い申し上げます。
会 長	皆様の方で他に何か連絡事項等ありますでしょうか。ないようであれば、すべての議事は終了しましたので、ここからは事務局の方へ進行をお戻ししたいと思います。
副 会 長	7 閉会 （副会長より挨拶）
事 務 局	それでは、以上をもちまして、令和7年度第1回居住支援協議会は終了となります。 皆様、本当にありがとうございました。